

1 肢体不自由について

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由には、筋ジストロフィー、二分脊椎症、骨形成不全症、ベルテス病等があるが、起因疾患で最も多くの割合を占めているのは脳性まひである。脳性まひは神経症状により、痙直型、アテトーゼ型、失調型、固縮型に病型分類される。

2 肢体不自由のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

肢体不自由のある子供の中には、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害などの障害を併せ有することがある。特に、肢体不自由のある幼児の場合、「歩くこと」や「話せるようになること」などの他に、目、耳等の感覚器官を通して捉える感覚や、それらを通して得られる感覚等を用い、ものの機能や属性、形、色、大きさ等の概念の形成を図ることなどに着目していくことも重要となる。そこで、肢体不自由のある幼児に関わる場合には、その幼児の心身の発達における全体像を見失うことがないように留意しなければならない。

幼児期は心身の発達が著しく伸長する時期であり、発達領域間の関係性が密接であるため、肢体不自由のある子供の全体的な発達の促進を図り、能力を最大限に伸ばすような指導目標の設定や支援が何よりも重要な時期であると言える。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

① 肢体不自由の状態等の把握

肢体不自由のある子供の障害の状態等は、医学的側面とともに、心理学的、教育的側面から把握することが必要である。医学的側面からは、既往・生育歴、医療的ケアの実施状況や医療機関からの情報など、障害に関する基礎的な情報について把握する。また、現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく治療方法、緊急時の対応など、医学的所見を把握することが重要である。心理学的、教育的側面からは、姿勢や運動・動作、意思の伝達能力と手段等、発達の状態等に関することや、本人の障害の認識、自立への意欲等、本人の障害の状態等に関すること、諸検査等の実施や認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報等の把握が重要である。

② 肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容

肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容としては、臥位、座位、立位など、姿勢に関するもの他に、保有する感覚の活用に関すること、基礎的な概念の形成に関することなどが挙げられる。

特に、障害が重度で重複している場合、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る固有覚や、重力や動きの加速度を感じ取る前庭覚を活用できるように、適切な内容を選択し、丁寧に指導する必要がある。また、脳性まひ等のある肢体不自由のある子供で、注視、追視、協応動作等の困難が見られる場合、目と手の動きを協調させていく指導内容などが考えられる。また、見えにくさへの対応としては、不要な刺激を減らし、提示する情報量や提示の仕方を配慮するとともに、教材、教具の工夫も求められる。それとともに、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測るなどの体験的な活動を取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念、数量などの基礎的な概念の形成を的確に図る指導内容が必要である。

③ 肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

肢体不自由のある子供へは、体育の運動の内容を変更したり、障害に応じた教材や支援機器を提供したりする教育内容・方法に関する支援、教育的ニーズを把握し支援の内容や方法を検討する校内のサポートチームの編成等の支援体制、バリアフリー化等の施設・設備の配慮などの検討が必要である。加えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。災害時には、移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する（車椅子で避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）。

これらは、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や子供の実態によって、必要な支援の内容が変わることに留意する必要がある。

3 肢体不自由のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能

(1) 特別支援学校（肢体不自由）

- | |
|---|
| 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの |
| 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (学校教育法施行令第22条の3) |

特別支援学校（肢体不自由）では、子供一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障害の状態等に応じた指導とともに、多様な知的な発達の状態等に応じて、教育課程を工夫して編成・実施している。なお、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために、自立活動の指導では、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導などに取り組まれている。この他にも、コミュニケーション、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成など、指導すべき課題を明確にした上で、具体的な指導内容を設定して指導を行っている。各教科及び自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成し、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を効果的に活用し、個別指導やグループ指導を重視している。また、実践的・体験的な活動を多く取り入れるよう配慮している。なお、特別支援学校（肢体不自由）においては、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の多様な子供が、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、施設・設備にも様々な配慮がなされている。

(2) 小中学校等における学びの場

① 通常の学級における指導

肢体不自由のある子供が各教科等を学ぶ場合、学習内容の変更・調整や教育方法の工夫、施設・設備の改修、特別支援教育支援員等の配置など、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫していくことが重要となる。

このような教育における合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、通常の学級での一斉の学習活動に参加でき、授業内容が分かり、学習活動に参加できることが通常の学級での学びには必要である。合理的配慮を含む必要な支援を検討する際は、学校や学級担任、周囲の障害のない子供たちの理解と関わりについて踏まえる必要がある。

② 通級による指導（肢体不自由）

| |
|--|
| 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの (平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知) |
|--|

肢体不自由のある子供の場合、通常の学級における大部分の授業については、指導上の工夫や個に応じた手立て、教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を工夫することが前提となる。さらに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、例えば、健康状態、姿勢や運動・動作、保有する感覚の活用、コミュニケーション等の改善・克服を図る自立活動の指導を継続的に指導することが考えられる。

なお、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目指す指導であることに留意する必要がある。

③ 肢体不自由特別支援学級

| |
|---|
| 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも |
|---|

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

肢体不自由特別支援学級における、各教科や自立活動等の指導においては、子供一人一人の障害の状態等を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりすることが必要となる。さらに、子供一人一人の障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導を適切に行うことが大切となる。また、多くの学級では、子供が可能な限り自らの力で学校生活を送れるよう、例えば、廊下やトイレに手すりを取り付けたり、トイレに近い教室にしたり、トイレのスペースを広くしたりするなどの施設・設備の整備や工夫がされている。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（肢体不自由）

以下の資料は、肢体不自由のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編 IV を参照のこと。

| 1 肢体不自由のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～ | | |
|---|---|-----|
| ① 肢体不自由の状態等の把握 | | |
| 視 点 | 事 項 | 記 録 |
| 医学的側面 | 障害に関する基礎的な情報の把握 | |
| | 既往・生育歴 | |
| | 乳幼児期の姿勢や運動・動作の発達等 | |
| | 医療的ケアの実施状況 | |
| | 口腔機能の発達や食形態等の状況 | |
| | 現在使用中の補装具等 | |
| | 医療機関からの情報の把握 | |
| 心理学的、 教育的側面 | 発達の状態等に関すること | |
| | ・身体健康と安全 | |
| | ・姿勢 | |
| | ・基本的な生活習慣の形成 | |
| | ・運動・動作 | |
| | ・意思の伝達能力と手段 | |
| | ・感覚機能の発達 | |
| | ・知能の発達 | |
| | ・情緒の安定 | |
| | ・社会性の発達 | |
| | ・障害が重度で重複している子供 | |
| | 本人の障害の状態等に関すること | |
| | ・障害の理解 | |
| | ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力 | |
| | ・自立への意欲 | |
| | ・対人関係 | |
| | ・学習意欲や学習に対する取組の姿勢 | |
| | 諸検査等の実施 | |
| | 行動観察 | |
| | 検査の結果 | |
| 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握 | | |
| ・集団生活に向けた情報 | | |
| ・成長過程 | | |
| ② 肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容 | | |
| | ・姿勢に関すること | |
| | ・保有する感覚の活用に関すること | |
| | ・基礎的な概念の形成に関すること | |
| | ・表出・表現する力に関すること | |
| | ・健康及び医療的なニーズへの対応に関すること | |
| | ・障害の理解に関すること | |

| ③ 肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容 | | |
|--|------------------------------------|--|
| ア 教育内容・方法 | (ア) 教育内容 | |
| | a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 | |
| | b 学習内容の変更・調整 | |
| | (イ) 教育方法 | |
| | a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 | |
| | b 学習機会や体験の確保 | |
| | c 心理面・健康面の配慮 | |
| イ 支援体制 | (ア) 専門性のある指導体制の整備 | |
| | (イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 | |
| | (ウ) 災害等の支援体制の整備 | |
| ウ 施設・設備 | (ア) 校内環境のバリアフリー化 | |
| | (イ) 発達障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 | |
| | (ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮 | |
| 2 学校や学びの場について | | |
| 設置者の受け入れ体制 | 小・中学校の状況 | |
| 本人・保護者の希望 | 希望する学校、教育の場 | |
| | 希望する通学方法 | |
| 3 その他 | | |
| 併せ有する他の障害の有無と障害種 | | |
| | | |